

第29回全京都車いすミニ駅伝競走大会実施要綱

1 目 的

ミニ駅伝は、重度障害のある人や全京都車いす駅伝に参加できにくい人を対象に、車いす駅伝の目的にあわせ、駅伝競走大会を広範囲に行うことにより幅広いスポーツの振興と参加者、応援者とのふれあいに寄与することを目的とする。

2 名 称

第29回全京都車いすミニ駅伝競走大会

3 主 催

(一社)京都府身体障害者団体連合会、(一社)京都障害者スポーツ振興会、
京都新聞、(公財)京都新聞社会福祉事業団

4 主 管

(一社)京都府身体障害者団体連合会、(一社)京都障害者スポーツ振興会

5 後 援

京都府、京都府教育委員会、南丹市、京丹波町、南丹市教育委員会、京丹波町教育委員会、京都府社会福祉協議会、南丹市社会福祉協議会、京丹波町社会福祉協議会、(公財)京都府スポーツ協会、南丹市スポーツ協会、京丹波町スポーツ協会、NHK京都放送局、KBS京都

6 協 力

京都府南丹警察署、京都中部広域消防組合園部消防署、船井医師会、京都府看護協会口丹地区、丹波自然運動公園

7 開催期日

令和元年9月1(日) 午前11時10分スタート(雨天決行)

(但し、当日午前7時現在で、京都府内に暴風警報が発令されていれば中止とし、会場地が大
雨等の場合は中止することがある。中止の場合は、当日のKBS京都ラジオの放送中午前7時
頃に周知する。)

8 会 場

京都府立丹波自然運動公園陸上競技場

(京都府船井郡京丹波町曾根・TEL0771-82-0300)

9 区間及び距離

- | | | | |
|-------------|-----|------|-----------|
| (1) 施設・学校の部 | 4区間 | 160m | (各区間共40m) |
| (2) 一般の部 | 4区間 | 320m | (各区間共80m) |

10 参加資格

選手については、京都府内に在住、在勤、在学する者で障害者手帳（身体・療育・精神）所持者。

11 チーム編成

(1) チームの編成は次のとおりとする。

監督1名、選手4名以上6名以内とする。（内電動車いす使用者2名まで可）

ア. 施設・学校の部は施設入・通所者、学校在籍の児童生徒とする。

イ. 一般の部は地域・クラブ等のメンバーで構成すること。

(2) 監督が選手を兼ねる場合は、選手名簿にも登録されていなければ選手として出場できない。なお、選手の編成は男女混合でもよい。

12 競技規則

(1) 本大会は、第29回全京都車いすミニ駅伝競走大会実施要綱及び本大会規定（競技注意事項）による。

(2) 競技形式は、施設・学校の部、一般の部とする。競技は出場チーム数により組毎に分けて順次行う。

(3) 順位の設定は、参加申込時に申告した所要タイムと大会当日の競技で要したタイムの誤差が（±）が少ないチームを上位とする。

但し、誤差が±同タイムの時は-タイムを上位とする。

(4) 区間中継所の引継ぎは「タッチゾーン」に入った時点で「中継」したものとする。

(5) チームの区分けはナンバーカード（主催者で準備）とし、胸と背に必ずつけること。

(6) 競技には一切の伴走を認めない。

(7) 正式オーダーは、当日の受付時に提出のこと。

(8) 転倒、コース逸脱などのトラブルが発生した場合は役員が介助する。役員以外の者は介助できない。

13 表彰

施設・学校の部、一般の部、それぞれに対し第1位から第3位までを表彰する。

14 監督会議

監督会議は、午前9時30分より陸上競技場にて行う。

15 開会式

開会式は、午前10時から陸上競技場メインスタンド前にて行うので、10分前までに指定された場所に集合のこと。

16 閉会式

閉会式は、レース終了後、午後1時(予定)から陸上競技場メインスタンド前にて行う。

17 参加申込

(1) 申込方法

別紙ミニ駅伝参加申込書に必要事項を記入の上、下記申込先へ送ること。

(郵送・FAX可)

(2) 申込期限

令和元年7月27日(土)

(3) 申込先

〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5

京都市障害者スポーツセンター内

(一社)京都障害者スポーツ振興会 TEL・FAX075-712-7010

18 参加料

1チーム 2,000円

19 その他

(1) 参加チームの昼食弁当は主催者側で用意する。(チーム人数のみ)

(2) 主催者は、参加者全員に対し傷害保険に加入する。事故等の傷害についての責任は傷害保険給付の範囲とする。

(3) 参加者は、事前の健康管理を十分に行うこと。なお、大会当日は希望者のみスタート前に血圧測定を行う。

(4) レース直前、またはレース中に大雨や災害等によりレースの実施が困難と認められた場合は、主催者・南丹市陸上競技協会による緊急会議を開催して態度を決定し、中止や遅延をする場合は、チームには臨時監督会議を開催して伝達し、関係団体に対しては、主催者から連絡する。

(5) 大会に関する問合せは、(一社)京都障害者スポーツ振興会で取り扱う。